

令和3年度 森林環境譲与税の用途に関する事項の公表

京 都 府
大 山 崎 町

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和3年度の森林環境譲与税の用途に関する事項を公表します。

令和4年10月11日

1 総括表

(1) 用途別事業一覧

区 分	用途・目的	事業数	事業名	事業総額
森林整備	森林整備事業	1	拝ノ口森林整備（倒木地整備）事業（設計業務含む）	1,669 千円
森林整備の促進				千円
	基金積立			千円
令和3年度に活用した森林環境譲与税の総額				1,669 千円
(参考) 令和3年度に譲与された森林環境譲与税額				1,292 千円
(参考) 令和3年度に基金から取り崩した額				377 千円

(2) 森林環境譲与税の活用による事業評価等（総括）

本町への森林環境譲与税の譲与額が少額であったため、令和元年度から譲与額の基金への積み立てを行い、令和3年度は森林整備事業への充当を行った。本町では放置竹林が問題となっており、本町において放置竹林整備を実施しているが、財源の確保が課題であった。そういったことから、森林環境譲与税を放置竹林整備に充当することとしており、令和3年度においては、新たな整備対象地の倒木整備へ活用することで、これまでよりも整備地の範囲を広げることができた。

2 各事業の実績

事業名	事業総額（千円）			当年度の基金への積立額（千円）	事業内容	実 績
	うち当該年度の森林環境譲与税（千円）	うち基金取崩額（千円）	うち他の財源（千円）			
拝ノ口森林整備（倒木地整備）事業（設計業務含む）	1,669	1,292	377	0	放置竹林整備事業対象地の倒木整備を実施	